

テロに対する万全の対策を求める意見書

2015年1月、シリアにおいてイスラム過激派組織「ISIL」が2名の邦人に対し、非道、卑劣極まりないテロ行為を行った。また2016年7月にダッカで発生した襲撃テロ事件により、邦人7人が犠牲となった。昨年のベルリンのクリスマスマーケットにおける事案、今年の日元でイスタンブールで起こった事案、バルセロナでの事案等、いわゆる過激派のテロ行為は後を絶たず、世界各地でこのようなテロ事件が多発している。このような蛮行は、いかなる理由や目的によっても正当化されないものであり、断固として非難する。

テロの脅威はいまや地理的に限定されることはない。在外邦人の安全に万全を期すだけでなく、日本国内におけるテロに対しても、未然に防ぐための体制を強化・加速化する必要がある。日本では外国人観光客が年々増加しており、さらに2019年にはラグビー・ワールドカップ、2020年には東京オリンピック・パラリンピックが開催される予定である。日本国民の平穏な暮らしを確保し、世界各国の方々が今後も安心して日本に訪問・滞在できるためにも、より一層テロに対する対策を強化する必要がある。

よって、政府においては、テロ対策推進本部決定を着実に推進し、実効性のある対策に取り組むよう求める。さらに、テロの脅威に直面する国際社会との連携を深め、難民支援、地域の安定化に向けた人道支援など非軍事的な取り組みに貢献するとともに、国内および海外における国民の安全確保に万全の対策を講ずるよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月29日

内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
法務大臣
外務大臣 殿
経済産業大臣
国土交通大臣
防衛大臣
内閣官房長官
国家公安委員会委員長

座間市議会議長 京 免 康 彦